阿南荘短期入所生活介護事業所運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人阿南福祉会（以下「法人」という。）が、開設する『阿南荘短期入所生活介護事業所』（以下「短期入所生活介護事業所」という。）が、行う短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士および看護師等（以下「介護職員等」という。）が、居宅において介護が困難となった場合ならびに、その家庭の諸事情により介護者が不在になる等の理由による要介護状態にある高齢者等に対し、介護保険法（以下「法」という。）の理念に基づき、一時　的および定期的に適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の介護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ居宅においても継続して、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称および住所は、次のとおりとする。

(1)　名　称　　阿南荘短期入所生活介護事業所

(2)　所在地　　阿南市宝田町今市金剛寺４３番地（特別養護老人ホーム阿南荘内）

（職員の職種、員数および職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数および内容は、次のとおりとする。

(1)　管理者　　１名〔特養阿南荘施設長と兼務〕

管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行うとともに、自らも（介護予防）短期入所生活介護の提供に当たるものとする。

(2)　医　師　　３名〔非常勤〕

利用者の健康管理および疾病者の診察ならびに治療等の指示を行う。

(3)　生活相談員　　２名以上〔内１名以上は介護支援専門員と兼務〕

個別援助計画の作成および実施にならびに生活全般にわたる援助を行う。

(4)　介護職員　　７名以上〔常勤換算〕

入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

(5)　看護職員　　２名以上（常勤換算）

医師の指示に従い、利用者に必要な医療処置を講ずるとともに、保健衛生および機能訓練ならびに、その他の生活全般にわたる援助を行う。

(6)　管理栄養士　　１名以上

給食の献立、栄養管理ならびに給食に関する事務を行う。

(7)　機能訓練指導員　　１名以上〔常勤職員〕

機能訓練の実施および、その他の日常生活の援助を行う。

(8)　介護支援専門員　　１名以上〔常勤職員〕

個別援助計画の作成、カンファレンス、評価および生活全般にわたる援助を行う。

(9)　事務職員　　２名以上
　　必要な事務を行う。
(10)　調理員　　５名以上
　　給食業務を行う。
(11)　清掃洗濯担当　　２名以上（非常勤）
※　上記職員は併設する特別養護老人ホーム阿南荘の同職種と兼務

（ 入所定員 ）
第 ５ 条　施設の短期入所定員は次のとおりとする。
(1)　併設型　２２床
(2)　空床利用型　特別養護老人ホーム阿南荘の空床を利用する

（ 営業日および営業時間等 ）
第 ６ 条　　事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。
(1)　営 業 日　　全日とする。
(2)　営業時間　　24時間とする。
２　利用者の入・退所は、営業日の内、12月29日から１月３日までの間は除く。
また、営業時間の内、９時から18時までの間とする。
ただし、利用者および、その家族等に緊急の事情等が生じた場合は、この限りではない。

（ 短期入所生活介護の内容および利用 ）
第 ７ 条　　事業の内容は次のとおりとし、短期入所生活介護を提供した場合の額は、法第４１条第４項第２号の規定による厚生大臣が定める基準とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その１割又は２割の額とする。
(1)　身体介護
(2)　日常生活介助
(3)　日常動作訓練
(4)　相談援助
(5)　入・退所に伴う送迎
２　事業利用中の食事代は、次の額を徴収する。
(1)　１日当たり　１，４４５円
(2)　特別（治療）食は、その内容に応じた額
３　次条に定める通常の実施区域を越えて行なう、事業利用時の送迎に要した交通費は、その実費を徴収する。
４　第２項第３号および第３項の費用の支払いを受ける場合には、利用者または、その家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
なお、第１項の厚生大臣が定める基準（介護報酬告示）ならびに第２項の食事代および第３項の交通費の額は、事業所の見やすい場所に掲示することとする。

（ 通常の事業の実施地域 ）
第 ８ 条　　通常の事業の実施地域は、阿南市の区域とする。

（ 緊急時における対応方法 ）
第 ９ 条　　介護職員等は、事業の利用中および送迎中に、利用者の身体に急変、その他緊急の事態が生

じたときは、速やかにかかりつけ医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（その他運営についての留意事項）

第 10 条　事業所は、介護職員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1)　採用時研修　　採用後２か月以内

(2)　継続研修　　年１回

（守　秘　義　務）

第 11 条　介護職員等は、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を他に洩らしてはならない。

2　当該事業所の介護職員等であった者は、業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を保持させるため、当該事業所の介護職員等でなくなった後においても、これらの秘密を保持する義務を負う。

（人権の擁護及び虐待の防止のための措置）

第 12 条　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施

(5) 虐待防止委員会の定期的な開催及び従業者への内容周知

(6) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な処置

（そ　の　他）

第 13 条　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、法人理事長、特別養護老人ホーム阿南荘施設長、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（附　　則）

１．この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

２．平成 20 年 4 月 1 日　改定施行

３．平成 21 年 7 月 1 日　改定施行

４．平成 21 年 10 月 1 日　改定施行

５．平成 22 年 1 月 1 日　改定施行

６．平成 26 年 4 月 1 日　改定施行

７．令和 2 年 4 月 1 日　改定施行

８．令和 5 年 11 月 1 日　改定施行　第12条虐待防止措置　追加